定款

共演の全

令和7年3月20日作成 新潟市申請日 令和7年6月25日

社会福祉法人笑顔の会定款

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域の人達と心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
 - (1) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 一時預かり事業の経営
 - (ハ) 障害児通所支援事業の経営
 - (二) 特定相談支援事業の経営
 - (ホ) 障害児相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人笑顔の会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適 正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質 の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟市中央区堀之内南一丁目18番20号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解

任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任 と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただ し、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時 評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した 後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、評議員1人あたりの各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給できる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分

- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招 集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(決議)

- 第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名 又は記名押印する。

(役員の定数)

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
 - (1) 理事 6名以上
 - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行し、 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすること ができる。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有 する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任する ことができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(役員の賠償責任)

第22条 理事及び監事は、その職務を怠り又は監事としてふさわしくない行為により、この法 人に対し損害を生じさせた場合は、当該損害を賠償する責任を負う。

(責任の一部免除及び責任限定契約)

- 第23条 前条に規定する損害賠償責任は、当該理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ 重大な過失がなく、その原因や職務執行状況等の事情を勘案し、特に必要と認める場合は、社 会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般法人法」という。)第113条第1項の規定により免除することができる額を限 度として、理事会の決議により免除することができる。
- 2 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)及び監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が職務を怠ったことで生じた損害の賠償責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般法人法第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

- 第24条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会 において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについて は理事長が専決し、これを理事会に報告する。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第27条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異 議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 土地
 - ① 新潟市中央区堀之内南一丁目195番55(562.19平方メートル)
 - ② 新潟市中央区堀之内南一丁目195番40 (2.97平方メートル)
 - ③ 新潟市中央区堀之内南一丁目236番14 (29平方メートル)
 - ④ 新潟市中央区堀之内南一丁目236番15 (31平方メートル)
 - ⑤ 新潟市中央区堀之内南一丁目195番54(787.61平方メートル)
 - ⑥ 新潟市中央区堀之内南一丁目236番20 (6.94平方メートル)所在のエンジェルこども園敷地 計 1419.71平方メートル

- (7) 新潟市中央区堀之内南一丁目195番5 (373平方メートル)
- ⑧ 新潟市中央区堀之内南一丁目234番14 (271平方メートル)
- ⑤ 新潟市中央区堀之内南一丁目236番21 (16平方メートル)
- ⑩ 新潟市中央区堀之内南一丁目236番22 (2.84平方メートル) 所在のエンジェル児童療育教室敷地 計 662.84平方メートル
- ⑪ 新潟市西区小瀬字川原775番
- 迎 新潟市西区小瀬字川原776番
- ③ 新潟市西区小瀬字川原777番1
- 4 新潟市西区小瀬字川原777番2
- ⑤ 新潟市西区小瀬字川原778番 所在のエンジェル西療育教室敷地 計1321.95平方メートル
- (175.20平方メートル)
 - (188平方メートル)
 - (9.92平方メートル)
 - (168.67平方メートル)
 - (780.16平方メートル)
- 16 新潟市西区寺尾東三丁目4804番1
- ⑪ 新潟市西区寺尾東三丁目4804番2
- ⑧ 新潟市西区寺尾東三丁目4804番6
- ① 新潟市西区寺尾東三丁目4804番7 所在のエンジェルRing敷地
- (117.40平方メートル)
 - (158平方メートル)
- (17.7平方メートル)
- (92.18平方メートル)
- 計385.35平方メートル

(2)建物

- ①新潟市中央区堀之内南一丁目195番地55、195番地54 所在の鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき2階建のエンジェルこども園園舎1棟 家屋番号195番55(865.43平方メ ートル)
- ②新潟市中央区堀之内南一丁目195番地5、234番地14 所在の木造合金メッキ鋼板 ぶき2階建のエンジェル児童療育教室施設1棟 家屋番号195番5(223.87平方メー
- ③新潟市西区小瀬字川原778番地 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建のエンジェル 西療育教室施設1棟 家屋番号778番(290.63平方メートル)
- ④新潟市西区寺尾東三丁目4804番地1、4804番地2、4804番地6、4804番 地7 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建のエンジェルRing1棟 家屋番号4804 番1 (155.97平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとら なければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を

得て、新潟市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟市長 の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価 証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日まで に、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と する。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般 の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定 時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、 承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと もに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会に おいて定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようと するときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散(合併又は破産による解散を除く。) した場合における残余財産は、評議員会の 決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから 選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

- 第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟 市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人笑顔の会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞 又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

1. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 中 田 晃 市

理事坂井熙一

理事鈴木成実

理 事 圓 山 八百蔵

理事高橋弘直

理事若山裕伸

理 事 永 嶋 忍

監事田代和徳

監事八木慶太

附則

1. この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附則

1. この定款は、平成30年3月23日付で変更決議し、新潟市長の認可があった日から施行する。(第17条第3項変更、第22条並びに第23条新設、以下条数繰下げ、第30条第2項変更)

附則

1. この定款は、令和2年6月15日付で変更決議し、新潟市長の認可があった日から施行する。(第6条第2項及び第15条第2項変更、同条第3項新設、第16条第2項、第17条 第2項、同条第3項、第21条及び第26条第1項第3号変更) 附則

1. この定款は、令和3年6月18日付で変更決議し、新潟市長の認可があった日から施行する。(第23条第1項、同条第2項変更)

附則

1. この定款は、令和5年6月17日付で変更決議し、新潟市長の認可があった年度の1月1日から施行する。

(第1条(1)、(二)(ホ)を追加、第6条(1)(2)土地、建物の名称を変更)

附則

1. この定款は、令和7年6月23日付で変更決議し、新潟市長の認可があった日から施行する。 (第8条、21条を変更)